

建 建 指 第 265 号

平成 30 年 5 月 21 日

公益社団法人 全日本不動産協会横浜支部

支部長 佐々木 富見夫 様

横浜市建築局建築指導課長

高井 雄也

**「建築確認手続きにおける建築士および建築士事務所関与
の有無の確認（技術的助言）」（国土交通省、平成 30 年 5 月 15 日付）
および「建築士との契約前に 3 つの確認を！」について**

日頃、横浜市建築指導行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

今般、建築士でない者が設計等を行い、建築確認手続きの際に、実際には関与していない実在する建築士及び建築士事務所の名を無断で使用し、虚偽の建築確認申請を行った事案が発生したところです。

このため、同様の事案の再発防止を図る観点から、国土交通省住宅局建築指導課長名で発出されました「建築確認手続きにおける建築士および建築士事務所関与の有無の確認（技術的助言）」（平成 30 年 5 月 15 日付）、および神奈川県発行の「建築士との契約前に 3 つの確認を！」を周知します。

【添付資料】

施行資料 1 技術的助言（国住指第 452 号平成 30 年 5 月 15 日）

施行資料 2 建築士との契約前に 3 つの確認を！（神奈川県）

【お問合せ】

建築局建築指導課

指導担当：益田、巽

045-671-4531